

令和8年度
No. 3
8月5日

全連小速報

全国連合小学校長会事務局
東京都港区西新橋1-22-14
電話 03-3501-9288
発行人 会長 松原 修
編集人 広報部長 荻久保剛正

小学校長会長連絡協議会を開催

令和8年7月9日(水) KKRホテル東京

全体進行 高山 庶務部長

I 開 会 八木 副会長

II 会長あいさつ(要旨) 代理 島宗 副会長

1 はじめに

松原会長の「一人で見える夢はただの夢で終わる。みんなで見る夢は現実になる」という力強いメッセージを改めて皆さんと共有し、私たちが心を一つにして歩む重要性を再確認したいと思う。

昨今の文部科学省の動向に対し、全連小としては現場の声をタイムリーに国へ届け、確かな手応えを得ている。具体的には、中央教育審議会教育課程特別部会での松原会長直々の働きかけや、省庁へ要望書を提出するとともに要旨を伝えてきた。私たちの声は着実に国へと届き、新たな取組へとつながっている。

また、活発に展開されている各地の地区大会では、大変有意義な学びがあった。四国大会のショートショート作家 田丸雅智氏の「答えは相手の中にある。受けの良さならA Iでいい。あなたの空想が世界を変える」や、山梨大会の日本パラ陸上競技連盟強化委員長 鈴木徹氏の「組織トップの器までにしか到達しない。だからこそ校長は学び続けねばならない」という言葉の通り、教育課題が多様化・複雑化する今だからこそ、私たち校長自身が先を見据え、不断の自己研鑽を積むことが不可欠であると強く実感している。

本日の会議では、標準授業時数の在り方や働き方改革など、山積する重要課題について内容の濃い協議を予定している。全国の英知と実践を結集し、小学校教育の確かな未来を拓いてい

きたい。

2 国の動向等

6月16日、中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について(二次まとめ)」

が示された。多様な専門性を有する教職員の質と量の確保のため、いくつかの方策を講ずることの検討がなされているので、国の動向をしっかりとみていく。

III 報 告 司会 八木 副会長

1 文教施策並びに予算に対する要望活動について

飯塚 対策部長

7月8日に文部科学省、財務省、総務省へ要望活動を行った。新たに文言を加えたり、言及したりした主要望事項は以下の通りである。

- ・義務教育の質を高めるために、教育に係る費用の増額措置
- ・学校教育への信頼を一層高めるための教員の確保及び資質・能力向上を図る施策
- ・子どもと向き合う時間を確保、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備
- ・次期学習指導要領の改訂の趣旨を生かした全面実施に向けた円滑な体制整備
- ・安心して教育に専念するための安全対策や相談体制の確立(不審者侵入を防ぐための施錠や常勤の警備員配置、自治体間格差が生じないようなスクールロイヤーの配置促進など)

[要望書全文は、本会HPを参照]



2 三地区対策・調研担当者連絡協議会について

飯塚 対策部長・高瀬 調査研究部長
今年度は、10月19日に東京、10月29日に大阪、10月30日に福岡の三地区で開催する。

対策部は、現在の学校現場が直面するという観点から協議題を①業務量管理・健康確保措置実施計画や学校と教師の業務の三分類を踏まえて、学校における働き方改革について②各地区の教員不足の状況と、教員の量の確保と支援員等の活用の取組についてとし、各地区の情報を共有するとともに、学校における働き方改革や効果的な取組等の課題について整理する。

調査研究部では、協議題を①教員の資質・向上に向けた取組について②学習指導要領全面实施7年目に係る取組状況と課題及び次期学習指導要領への取組についてとし、これからの学校教育の在り方についての方向性を探る。

3 第78回北海道大会について

山田 北海道事務局長

10月1、2日に開催する。大会まであと3か月となり、準備も大詰めを迎えている。分科会・講演・教育視察（北海道ボールパークFビレッジ・クボタアグリフロント）を組み合わせた構成で準備が進められている。また、開会式、文部科学省講話、全体会については動画配信される。

4 第79回福島大会について

笠原 福島県会長

第79回福島大会は、令和9年10月7、8日の日程で、ビッグパレットふくしまを中心とした4会場で開催する。副主題には「ふるさと・協働」の文言を入れ、講演者は福島県出身のカルビー株式会社前会長 伊藤秀二氏を、教育視察では福島第一原発等を1泊2日で予定している。なお、原発視察は令和9年度で最終となる。

5 各部からの報告

(1) 対策部 飯塚 対策部長

4つの委員会を設置し、活動に必要な基礎データの収集・分析を行っている。現在調整中の調査問題は今月末に配付予定であり、各都道府県には調査協力をお願いしたい。

(2) 調査研究部 高瀬 調査研究部長

6つの委員会で調査内容を検討しているので、調査協力をお願いしたい。調査研究活動の今後の方向性としては、今まで積み重ねてきた調査を精選しながら、次期学習指導要領改訂を見据え、継続する項目と新たに調査する内容を検討する。また、令和9年度より全国学力学習状況調査へのC B T方式導入やI R T（項目反応理論）活用についても、I C T活用に関する現場の課題を踏まえ、これからの学校の在り方や方向性を示すための資料を作成していく。

(3) 広報部 荻久保 広報部長

広報活動の現況として、教育研究シリーズ第65集への原稿依頼や、「機関誌小学校時報」の今後の企画方針を進めている。学校に掲載依頼があった際にも、快く引き受けて執筆いただけるよう、各県会長の皆様からも温かい後押しとアドバイスをお願いする。速報後、ホームページで随時公開していくので、各県での研修等に広く活用していただきたい。

(4) 庶務部 高山 庶務部長
連絡事項は特にない。

(5) 会計部 室伏 会計部長

本年度予算の執行状況並びに負担金・基金の納入状況と報告。第78回北海道大会・各地区大会への補助金を近々振込む予定である。

6 被災県から（福島県） 笠原 福島県会長

震災・原発の複合災害から15年が経過した。学校が地域コミュニティの核として機能する事例が増える一方、小規模化や教員不足が課題である。人事システム上の理由から人事の回転が速く、ミドルリーダーの育成も容易ではない。風化防止や放射線教育を進めるなど、風評被害を含めて福島の課題は現在進行形であることを知っておいていただきたい。

9月16、17日に開催される原発被災地視察懇談会へ全国から参加をお願いしたい。なお、こちらも今年度の実施が最終となる。

7 全連小出版書籍について 荻久保 広報部長

本会機関誌である「小学校時報」や毎年発行する「教育研究シリーズ」、隔年発行の「全国特色ある研究校便覧」など、全連小刊行物の購読を引き続きお願いする。

8 その他

小泉 事務局長

- ・第78回総会講演動画再配信に関する件
- ・日本教育会からの資料配布に関する件
- ・北海道大会に向けた準備に関する件

IV 報告

「道徳教育に関するアンケート」について

全国連合小学校長会 顧問 植村 洋司 氏

1 はじめに

本調査は、学習指導要領改訂期を見据え、小学校長の道徳教育に関する現状認識や課題意識を明らかにすることを目的として行った。

回答者の内訳は初期層

(1～3年)約5割、

中堅層(4～6年)約3割、ベテラン層(7年以上)約2割であり、3,000名を超える全国の小学校長から回答をいただいた。

2 調査結果について

学校経営上最も重視している事項として「全教育活動を通じた道徳教育の推進」が挙げられているが、「教育課題が多岐にわたり、他の課題対応に時間を取られること」として不登校やいじめ、保護者対応など様々な課題により、約半数が十分でないと感じていた。

経験年数が増すにつれて、授業時数の確保や評価方法の工夫から授業づくり、指導計画、家庭・地域との連携や推進体制の整備など、視点が個別具体から学校全体や社会との関わりへと広がっていることが示唆された。

校長として大切に取り組みたい課題として、「自尊感情」「いじめ問題」「情報モラル」「親切・思いやり」「生命の尊さ」が重視されていた。

研究の成果として、道徳教育に関する現状認識と課題意識、校長経験年数による意識の変化が明らかになった。

今後は、本来目指すべき道徳教育の在り方について更に検討を深める必要がある。



V 講演(要旨)

「『子どもの権利』について考えよう

～子どもたちの健やかな成長と

ウェルビーイングのために～

日本ユニセフ協会 学校事業部兼広報・

アドボカシー推進室コンサルタント

池田 礼子 氏

ユニセフの支援活動

は、単に世界の子どもの命を救うためだけでなく、「全ての子どもの権利を実現すること」を目的としている。

1 子どもの権利とは

「子どもの権利」とは「子どもが元気に育つために必要なもの」として考えることが重要である。食料や安全な住居、医療、水と衛生設備といった生存に必要なものだけでなく、家族や地域の愛情、教育を受ける機会、休息や遊び、更に自分の意見を聴いてもらうことなども、子どもの健やかな成長には欠かせない。こうした子どもの尊厳を守り、心身の成長を支えるために必要なものを総称して「子どもの権利」と呼んでいる。

2 子どもの権利条約について

「子どもの権利」の基盤となるのが、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」である。条約では18歳未満を子どもと定義し、子どもを保護される存在であるだけでなく、「権利の主体」として位置付けていることが大きな特徴である。現在では世界で最も広く受け入れられている人権条約となっている。

条約に定められた主な権利は、差別の禁止、子どもにとって最善の利益の確保、生きる権利・育つ権利、名前や国籍をもつ権利、意見表明権、表現の自由、プライバシーの保護、適切な情報を得る権利、あらゆる暴力からの保護、障がいのある子どもの権利、教育を受ける権利、休息や遊びの権利などである。

3 子どもの権利条約の「4つの原則」

子どもの権利を考える際の基本となる「4つ



の一般原則」として、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命・生存・発達の保障、④子どもの意見の尊重、が挙げられる。これらは全ての権利の基盤となる考え方であり、学校教育や家庭、社会のあらゆる場面で常に意識することが重要である。また、人権は生まれながらに誰もがもつものであり、条件付きで与えられるものではない。全ての権利は同じ価値をもち、優劣はない。

4 「子どもの権利」の相互理解

子どもの権利を実現するためには、国や社会、大人が子どもの権利を理解し守ることと子ども自身が自分の権利を学び理解することの両方が必要である。

子どもが権利を理解すると同時に、大人や社会がその権利を保障する責任を果たすことで、初めて子どもの成長を支える環境が成立する。

5 子どもと教師の認識の差

全国約80校・1万人以上を対象とした「子どもの権利」学校アンケートの結果より、子どもたちは「心の健康」や「安心な環境」において教師より低い評価をしている傾向がみられた。困ったときに相談できる大人の存在や、いじめへの対応について、教師側と子ども側で認識の差があることが明らかとなり、学校が子どもの声をより丁寧に聴く必要性が浮き彫りとなった。

子どもたちが条約の内容を学び、自分たちで大切にしたい権利を選びながら学級目標を作成する取組として、「子どもの権利を大切にする学級目標づくり」が具体的な実践例として挙げられた。子どもたちの相互理解や思いやりが深まり、多様性を認め合う学級づくりにつながった他、教師自身も教育活動の新たな視点を得られている。

6 最後に

子ども一人一人の可能性を伸ばし、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために、学校が子どもの権利を基盤とした教育を進めていくことが重要である。

VI 情報交換（グループ協議）

進行 飯塚 対策部長

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

・取組」について、8グループに分かれ協議し、以下の報告を行った。

多くの自治体で業務量管理・健康確保措置実施計画が策定され運用が始まっている一方、具体的な実践や成果はこれからという段階であることが共有された。

取組事例として、「学校と教師の業務の三分類」を踏まえた地域人材の活用、会計年度任用職員やスクール・サポート・スタッフの配置、校内教育支援センター支援員の活用などが挙げられる。また、県内統一の校務支援システムの導入により、教職員の異動時の負担軽減を図っている自治体もあった。さらに、スクールロイヤーの配置、水泳授業の民間委託、保護者への情報配信アプリの活用、学校閉庁日の拡充など、業務負担軽減に向けた工夫が紹介された。

保護者対応では、不当要求対応マニュアルの整備や電話録音機能の導入により、トラブルや苦情対応の抑制につながっている事例も報告された。また、教育委員会が「学校と教師の業務の三分類」や働き方改革の趣旨を保護者や地域へ直接発信することで、学校現場の理解促進につながったとの声も寄せられた。

一方で、最大の課題として人材不足が挙げられた。制度や計画は整備されても、それを支える人材の確保・育成が十分ではなく、地域や保護者への理解もまだ浸透していない現状が共有された。働き方改革を着実に進めるためには、教職員定数の改善や支援スタッフの充実、教育委員会による積極的な周知と支援が重要であるとの認識で一致した。



VII 閉 会

島宗 副会長